資料 4-1

広報広聴特別委員会の設置案について

１．設置の趣旨・目的

広報と広聴を一体的に捉え、議会の広報広聴機能の再構築と充実を図るとともに、議員間の活動量の平準化と役割分担の明確化を進め、議会全体で広報広聴活動に取り組む体制を構築する。これにより、町民に伝わる広報と、町民の声を議会活動や政策形成につなげる広聴機能の強化を目指す。

２．設置の必要性（４つの視点）

視点	内容
①機能強化	広報と広聴を一体的に捉え、議会の重要な機能として充実させる
②活動量の平準化	特定の議員に業務が集中しないよう、全議員の役割分担と参画を促進する
③専門性・継続性	企画、編集、情報発信、町民意見の把握・分析に継続的に取組む
④議会全体での取組	議会報告会、議会モニター、ＳＮＳ等を連動させ、一体的に進める

３．なぜ特別委員会なのか

広報広聴機能の再構築・充実という特定の課題に、目的を定めて取り組むため、特別委員会として設置する。

４．委員会の概要

項目	内容
名称	広報広聴特別委員会
設置目的	議会の広報広聴機能の再構築と充実、議員の活動量の平準化
委員構成	全議員を対象に選任方法を協議
任期	令和９年５月臨時会議初日から２年間
主な役割(当初)	初年度は、議会だよりの企画・編集・発行、SNS の広報機能に特化 ２年目からは広報広聴の役割を担う
その他の役割	議会報告会、意見交換会、議会モニター、ＳＮＳ等の広報広聴事業
運営	議会運営委員会と協議・連携しながら段階的に、他の広報・広聴事業に取り組む 議運との月１回以上の MTG 開催
構成	原則として議会運営委員会とは重複しない

議会だよりの見直しについて

１．見直しの目的

議会だよりを、町民と議会をつなぐ重要な広報媒体として位置付ける。

紙面の視認性や読みやすさを改善し、議会で何が議論され、どのような判断がされたのか「経過と結果」を、町民に分かりやすく伝える。また、印刷仕様や発行方法を見直し、経費の抑制と広報機能の向上を両立させる。

２．主な見直しポイント

項目	内容
名称・愛称	「めむろ議会だより」を正式名称とし、町民から愛称を募集する。
編集・発行体制	広報広聴特別委員会を設置し、編集及び発行に向けて、広報と広聴を一体的に捉え、議会の重要な機能として充実させる
発行回数	年間 12 回発行とし、定例会後の報告に加え、日常的な議会活動もタイムリーに発信する。
発行内容	年４回の「議会報告型」と年８回の「タイムリー発信型」に分け、情報の内容と発信時期を工夫する。
印刷仕様	２色刷りとして、視認性と経費抑制を両立する
紙面構成	写真、図表、見出しなどを活用し、文字を減らして読みやすく、分かりやすい紙面にする。町民が紙面に登場するよう工夫する。

３．経費

（予算）

令和６年度/3,009,000 円、令和７年度/2,691,000 円、令和８年度/3,118,000 円

仕様変更に伴う経費　**2,116,000 円**

（年４回 20 ページ２色刷り＋年８回２ページ２色刷り＝96 ページ仕様）

令和８年度予算との対比では、約 100 万円の経費削減

４．仕様（令和９年）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
ページ数	2	2	2	**20**	2	2	**20**	2	2	**20**	2	2

２０ページ：５月、８月、11 月、２月

２ページ：６月、７月、９月、10 月、12 月、１月、３月、４月

５．発行タイムスケジュール（毎月 12 日発行、５日校了とした場合の例）

作業工程	４月号	５月号	６月号
掲載内容の検討・決定	2/20	3/20	4/20
取材、撮影、原稿作成、編集作業	2/21～3/14	3/21～4/14	4/21～5/14
初稿・内容確認	3/15	4/15	5/15
最終校正・校了	4/5	5/5	6/5
発行・配布	4/12	5/12	6/12

６．愛称の募集

愛称の募集については、町民参加と若い世代の議会広報への関心を高める機会にもなるため、12 月号の議会だより（12 月 12 日発行）と芽室高校との意見交換会（12 月 21 日開催）の２つの機会を活用して募集し、１月に決定する。

決定した愛称については、２月号あるいは３月号の議会だよりで発表する。

芽室町議会広報編集発行要領（改正案）

（目的）

第１条　議会議事公開の原則の趣旨に基づき、議会の議案審議の状況、一般質問及び委員会の開催状況等を町民に正確に周知するとともに、議会活動を適時かつわかりやすく発信し、「ありのままを公開し、住民とともに歩む議会広報」の推進を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　芽室町議会が発行する広報紙の名称は、「めむろ議会だより」とし、愛称を「〇〇〇〇」とする。

（発行責任者及び所管）

第３条　「めむろ議会だより」の発行責任者は議長とし、発行に関する企画、編集その他必要な事項は、広報広聴特別委員会が所管する。

２　広報広聴特別委員会は、議会活動の状況を踏まえ、発行計画、掲載内容及び紙面構成その他広報に関する事項を協議し、編集及び発行を行う。

３　議長は、広報広聴特別委員会が行う編集及び発行について、必要な調整を行う。

（発行回数及び発行時期）

第４条　「めむろ議会だより」は、原則として毎月１回、年間 12 回発行する。

２　前項の発行のうち、定例会終了後の翌々月に発行するものは、年４回「議会報告型」として、議案審議、一般質問その他定例会における議会活動を中心に掲載するものとする。また、印刷は２色刷りとする。

３　前項以外の年８回の発行は、「タイムリー発信型」として、議会の取組や委員会活動等について、町民に適時に情報を発信することを基本とする。原則としてＡ４判両面１ページとし、印刷は２色刷りとする。

4　発行時期、掲載内容及び紙面構成については、議会活動の状況等を踏まえ、広報広聴特別委員会において決定する。

（構成・編集方針）

第５条　「めむろ議会だより」の構成・編集方針は、次のとおりとする。

（１）議会活動を正確かつ適時に、町民にわかりやすく伝える広報とする。

（２）議案審議、一般質問、委員会活動その他の議会活動について、町民にとって重要な情報を適切に選択して掲載する。

（３）議会における議論や意思決定の過程を可能な限りわかりやすく伝え、情報公開の充実を図る。

（４）町民の関心や理解を深めるため、写真、図表、イラスト等を活用し、読みやすく親しみやすい紙面づくりに努める。

（５）町民の声を聴き、町民参加につながる企画及び情報発信に努める。

（６）簡潔で正確かつわかりやすい文章及び具体的な見出しにより、議会活動への関心を高

める。

（７）発行媒体の特性を生かし、定例会における議論等の詳細な情報と、日常的な議会活動に関するタイムリーな情報を適切に発信する。

（企画）

第６条　「めむろ議会だより」の企画は、次のとおりとする。

（１）議案及び審議内容に関すること

ア　議案の内容をわかりやすく掲載すること。

イ　審議における質疑、答弁及び討論の内容を具体的に掲載すること。

ウ　議決結果及び各議員の賛否を掲載し、透明性を確保すること。

（２）一般質問について、質問及び答弁の内容を簡潔かつわかりやすく掲載すること。

（３）委員会活動、全員協議会、意見書その他の議会活動について、適時に掲載すること。

（４）町民参加を促進するため、町民の声を取り入れた企画及び情報発信を行うこと。

（５）その他、議会活動を町民に伝えるため、広報広聴特別委員会が必要と認める事項。

（委任）

第７条　この要領の改正及びこの要領に定めのない事項については、広報広聴特別委員会において協議し、議長が決定する。

附　則

この要領は、令和９年５月１日から施行する。